

# 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）

## 重要事項説明書

（令和 7年 3月 1日現在）

### 1. 施設の概要

#### （1）施設の名称等

- ・施設名 介護老人保健施設 りんごの里 福寿園
- ・開設年月日 平成 8年 5月 8日
- ・所在地 秋田県横手市増田町吉野字梨木塚 100-1 番地
- ・電話番号 0182-45-3131 ・ファックス番号 0182-45-3300
- ・管理者名 施設長 山 岸 逸 郎
- ・介護保険指定番号 介護老人保健施設（0552780017号）

#### （2）介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護やリハビリテーション、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるように、短期入所療養介護や（介護予防）通所リハビリテーションといったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

#### [介護老人保健施設 りんごの里 福寿園の運営方針]

1. 利用者や家族のニーズに対応し、当地域での老人医療、福祉の中核的施設を目指し、医療ケアと生活サービスを一体的に提供します。
2. 家族との絆を大切にし、明るく、家庭的家族的な雰囲気の中で家庭への復帰を目指して生き甲斐をもって生き活きと療養生活が出来るようなサービスを提供します。
3. 利用者の自発的な活動を促すと共に、日常生活能力を維持し回復するための機能訓練に努めます。
4. 地域や家庭との結びつきを重視し、（介護予防）通所リハビリテーション・短期入所等のサービスを積極的に提供します。

#### （3）施設の職員体制

従業者の職種	員数	区 分				常勤換算 後の人員	事業者の 指定基準	保 有 資 格
		常 勤		非 常 勤				
		専従	兼務	専従	兼務			
施 設 長	1	1			1	1	医師 1 名	
支 援 相 談 員	3		3		3.0	1	介護支援専門員 3 名 (うち社会福祉士 1 名)	
介 護 職 員	43	43			43	34	介護福祉士 35 名	
看 護 職 員	12	3	9		10	以上	看護師 10 名 准看護師 2 名	

リハビリ 担当職員	11		11		5.0	1.4以上	作業療法士5名 理学療法士4名 言語聴覚士1名
介護支援専門員	3		3		3.0	1以上	介護支援専門員3名
管理栄養士	1	1			1	1	
歯科衛生士	2		2		1	1	
薬剤師				1	0.3	0.3	

【勤務状況】	早 番	7 : 0 0	～	1 6 : 0 0	4 名
	日 勤	8 : 3 0	～	1 7 : 3 0	2 3 名
	遅 番	1 0 : 3 0	～	1 9 : 3 0	6 名
	夜 勤	1 7 : 0 0	～	9 : 0 0	6 名

(4) 入所定員等 ・定員 100名

・療養室 個室 8室 / 2人室 6室 / 4人室 20室

(5) 通所定員 40名 (そのうち、介護予防通所リハビリテーションは5名)

## 2. サービス内容

① 短期入所療養介護計画の立案

② 食事 (食事は食堂でとなりますが、ご希望の場合は居室での食事も可能です。)

朝食 7時30分～ 8時00分

(7時30分から1時間以内であれば、希望する時間に食事が出来ます。)

昼食 12時00分～12時30分

(12時00分から1時間以内であれば、希望する時間に食事が出来ます。)

夕食 18時00分～18時30分

(18時00分から1時間以内であれば、希望する時間に食事が出来ます。)

③ 口腔ケア (毎食後) を実施。必要に応じて歯科衛生士の指導あり。

④ 入浴 (一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。入所利用者は、週に最低2回ご利用いただきます。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。)

⑤ 医学的管理・看護

⑥ 介護

⑦ リハビリテーション

⑧ 相談援助サービス

⑨ 栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理

⑩ 利用者が選定する特別な食事の提供

⑪ 理美容サービス (毎週月曜日、増田町理容組合の出張による理髪サービスをご利用頂けます。)

⑫ その他 \*これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

## 3. 身体拘束等

① 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設管理者又は施設長が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。

- ② 身体拘束廃止委員会は毎月 1 回の定例開催及び委員長の判断による臨時会を開催するほか、利用者等に対する身体拘束廃止及び緊急やむを得ない場合の身体拘束の必要性について「身体拘束カンファレンス」を開催する。またその結果について、介護職員その他従業者に周知します。
- ③ 職員の身体拘束廃止に対する意識を高め理解を深めるために、研修会への参加及び施設内での勉強会を開催します。

#### 4. 事故発生時の対応

- ① 利用者家族等へ連絡する。
- ② 居宅支援事業所へ連絡する。
- ③ 事故発生時又はそれに至る危険が生じた時は、原因や状況を分析して対応策を講じ、職員に周知徹底を図ります。
- ④ 事故内容により、速やかに保険者に報告する。
- ⑤ 必要に応じ、所定の手続きに従い利用者及び家族と話し合い、速やかに損害賠償を行う。

#### 5. 感染症対策体制の徹底

- ① 感染対策委員会を定期的（月 1 回程度）に開催し、感染症又は食中毒の予防や、まん延防止のための対策を講じ、職員に周知徹底します。
- ② 感染症及び食中毒に関する研修会へ参加するなど情報を収集し、都度「感染対策マニュアル」を改訂していきます。
- ③ 感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のため、職員勉強会を定期的実施していきます。

#### 6. 褥創防止対策の実施

- ① 職員の褥創に対する意識を高め理解を深めるために、研修会への参加及び施設内での勉強会を開催します。
- ② 褥創発生防止手順を職員に浸透させます。
- ③ 個々の利用者が持つ、褥創発生要因を的確に把握し対応します。

#### 7. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

##### ・協力医療機関

- ・名 称 平鹿総合病院
- ・住 所 秋田県横手市前郷八ツ口 3 - 1

##### ・協力医療機関

- ・名 称 市立横手病院
- ・住 所 秋田県横手市根岸町 5 - 3 1

##### ・協力歯科医療機関

- ・名 称 赤沢歯科医院
- ・住 所 秋田県横手市増田町字本町 3

#### ◇緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

#### 8. 施設利用に当たっての留意事項

- ・ 施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事をお召し上がりいただきます

す。食費は保険給付外の利用料と位置づけられていますが、同時に、施設は利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、その実施には食事内容の管理が欠かせませんので、食事の持ち込みはご遠慮いただきます。

来訪・面会	来訪者は面会時間を遵守し、必ずその都度職員に届出して下さい。尚面会時間は、午前9時00分から午後5時00分となります。午後5時を過ぎてのご面会希望は、事前にご連絡して下さい。※ご利用者様の体調によっては、ご面会出来ない場合があります。
食品等の持込 喫煙・飲酒について	持込食品で生もの、のどに詰まりやすいものは禁止です。面会時に必ず持込食品についてお知らせ下さい。喫煙・飲酒は出来ません。
外出・外泊	外出・外泊の際には必ず行き先と帰宅時間を職員に申出て下さい。(申請書にご記入願います。)
医療機関への受診等	施設ご利用中(入所中)ご家族様による医療機関への受診や薬の依頼等は出来ませんのでご留意下さい。
居室・設備・器具 の利用	施設内の居室や設備・器具は本来の用法に従ってご利用下さい。これに反したご利用により破損等が生じた場合賠償していただくことがあります。
迷惑行為等	騒音等他の入所者の迷惑になる行為はご遠慮ねがいます。又、むやみに他の入所者の居室に立ち入らないようにして下さい。
所持品の管理	入所時に「預かり表」を確認していただきます。尚、貴重品は避けていただきます。
現金等の管理	預かり金は原則1万円以内で事務所にての管理となります。利用者本人が現金を持つ場合については、施設では一切責任を負いかねます。
宗教活動 政治活動	施設内で他の入所者に対する宗教活動および政治活動はご遠慮下さい。
動物飼育	施設内へのペットの持ち込みおよび飼育は、お断りします。

\*送迎範囲：横手市増田町・横手市十文字町・横手市平鹿町 全域  
湯沢市(湯沢駅周辺まで)・湯沢市稲川町(稲庭三島地区まで)  
東成瀬村(樺台及び入道野頭地区まで)  
※その他の地域の方はご相談下さい。

## 9. 非常災害対策

非常時の対応	別途定める「りんごの里福寿園消防計画」に則り対応いたします。
近隣との協力関係	横手平鹿広域消防署増田分署と近隣防災協定を締結し、非常時の相互の応援を依頼しております。

平常時の訓練等	別途定める「りんごの里福寿園消防計画」に則り年2回夜間および昼間を想定した避難訓練を入所者の方にも参加していただいで実施します。			
防災設備	設備名称	個数等	設備名称	個数等
	スプリンクラー	あり	防火扉	2箇所
	避難すべり台	1箇所	屋内消火栓	あり
	自動火災報知機	あり	非常通報装置	あり
	誘導灯	11箇所	漏電火災報知機	あり
	ガス漏報知機	あり	非常用電源	あり
	カーテン布団等は、防煙性能のあるものを使用しております。			
消防計画等	消防署への届出日	平成20年 7月 25日		
	防火管理者	菊地浩記		

#### 10. 要望及び苦情等の相談

入所・短期 ご利用相談室	窓口担当者	介護計画課 計画担当介護支援専門員 黒坂義広
	ご利用方法	電話 0182-45-3131

要望や苦情などは、担当支援相談員にお寄せいただければ、速やかに対応いたしますが、正面玄関に備えつけられた「ご意見箱」をご利用いただき、管理者に直接お申し出いただくこともできます。

#### 「苦情解決処理委員会」

小野寺 忠 0182-45-3360	小玉 宏一郎 0182-32-0780
-----------------------	------------------------

#### 「外部苦情相談窓口」

横手市役所 まるごと福祉課 0182-35-2134  湯沢市役所 湯沢福祉事務所 0183-72-8301  東成瀬村役場 民生課 0182-47-3405  羽後町役場 福祉保健課 0183-62-2111	秋田県国民健康保険連合会 018-862-6864  秋田県福祉サービス相談支援センター (秋田県運営適正化委員会) 018-864-2726
---	--

1 1. 提供するサービスの第三者評価の実施状況

令和 4年度	実施実績はありません。
令和 5年度	実施実績はありません。

1 2. その他

当施設についての詳細は、パンフレットを用意してありますので、ご請求ください。

## 「短期入所療養介護サービス利用料金について」

### 1. 介護保険証の確認

ご利用のお申込みに当たり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

### 2. 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の概要

短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）は、要介護者の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅介護サービス（介護予防サービス）計画に基づき、当施設を一定期間ご利用いただき、看護、医学管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上のお世話をを行い、利用者の療養生活の質の向上および利用者のご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため提供されます。このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）計画が作成されますが、その際、利用者・利用者の後見人・利用者の家族・身元引受人等の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

### 【短期入所療養介護サービスの利用者負担】

※「介護保険負担割合証」の＜1割負担＞又は＜2割負担＞、＜3割負担＞によって料金が異なります。

#### (1) 基本料金 【在宅強化型】

①施設利用料(介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。以下は1日あたりの自己負担分です)

【1人部屋】	1割負担	2割負担	3割負担
要介護1	819円	1,638円	2,457円
要介護2	893円	1,786円	2,679円
要介護3	958円	1,916円	2,874円
要介護4	1,017円	2,034円	3,051円
要介護5	1,074円	2,148円	3,222円

【2人・4人部屋】	1割負担	2割負担	3割負担
要介護1	902円	1,804円	2,706円
要介護2	979円	1,958円	2,937円
要介護3	1,044円	2,088円	3,132円
要介護4	1,102円	2,204円	3,306円
要介護5	1,161円	2,322円	3,483円

【夜勤職員配置加算】	1割負担	2割負担	3割負担
基準を上回る夜勤職員を配置している場合	24円/日	48円/日	72円/日

【個別リハビリテーション実施加算】	1割負担	2割負担	3割負担
計画に基づいて理学療法士及び作業療法士等が個別リハビリテーションを行なった場合	240円/日	480円/日	720円/日

【送迎加算】	1割負担	2割負担	3割負担
計画に基づき入所及び退所の際、ご自宅までの送迎を行なった場合（片道につき）	184円/日	368円/日	552円/日

【サービス提供体制強化加算（Ⅰ）】	1割負担	2割負担	3割負担
介護職員総数のうち介護福祉士が80%以上または勤続10年以上介護福祉士35%以上配置している	22円/日	44円/日	66円/日
【サービス提供体制強化加算（Ⅱ）】	1割負担	2割負担	3割負担
介護職員総数のうち介護福祉士が60%以上配置している（※上段（Ⅰ）の算定出来ない場合）	18円/日	36円/日	54円/日

【緊急短期入所受入加算】	1割負担	2割負担	3割負担
居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない指定短期入所療養介護を緊急に行った場合は、緊急短期入所受入加算として、起算日から7日を限度として加算することがあります。（家族の疾病等やむを得ない場合は14日を限度）	90円/日	180円/日	270円/日

【重度療養管理加算】	1割負担	2割負担	3割負担
要介護4又は5でかつ、次の状態であるご利用者に対して、計画的な医学的管理を継続的に行い、療養上必要な処置を行った場合	120円/日	240円/日	360円/日

- ・定める状態は下記のとおり。
  - イ 常時頻回の喀痰吸引を実施している状態
  - ロ 呼吸障害等により人工呼吸器を使用している状態
  - ハ 中心静脈注射を実施している状態
  - ニ 人工腎臓を実施しており、かつ、重篤な合併症を有する状態
  - ホ 重篤な心機能障害、呼吸障害等により常時モニター測定を実施している状態
  - ヘ 膀胱または直腸の機能障害の程度が身体障害者福祉法施行規則の別表第五号に掲げる身体障害者障害程度等級表の四級以上に該当し、かつ、ストーマの処置を実施している状態
  - ト 経鼻胃管や胃ろう等の経腸栄養が行われている状態
  - チ 褥瘡に対する治療を実施している状態
  - リ 気管切開が行われている状態

【口腔連携強化加算】	1割負担	2割負担	3割負担
口腔の健康状態の評価を実施し、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し情報提供した場合（月1回限り）	50円/回	100円/回	150円/回

【在宅復帰支援機能加算（Ⅱ）】 （基本単価が在宅強化型算定の場合）	1割負担	2割負担	3割負担
退所後の在宅生活について本人・家族等の相談支援を行うとともに、居宅介護支援事業者や主治医との連携を図るなど、在宅復帰支援を積極的に行い、かつ、一定割合以上の在宅復帰を実現している場合	51円/日	102円/日	153円/日



**【介護職員処遇改善加算（Ⅰ）】**

所定単位数の合計に、75/1000を掛けた分が利用料に加算されます。

\* 特定介護老人保健施設短期入所療養介護（日帰り短期入所）

（医療ニーズと介護ニーズを併せ持つ在宅の中重度者等の生活の質の向上、家族等の介護負担軽減等の観点から、日帰り利用を行った場合。）

1, 296円/日（1割負担）

2, 592円/日（2割負担）

3, 888円/日（3割負担）

なお、特定介護老人保健施設短期入所療養介護日帰り短期入所の提供時間については、9時30分から16時30分のご利用となります。提供時間については、ご利用者のご都合に合わせて変更する場合があります。

**【 介護予防短期入所療養介護サービスの利用者負担 】**

①施設利用料（介護保険制度では、要介護認定による要支援の程度によって利用料が異なります。以下は1日あたりの自己負担分です）

【1人部屋】	1割負担	2割負担	3割負担
要支援1	632円	1,264円	1,896円
要支援2	778円	1,556円	2,334円

【2人・4人部屋】	1割負担	2割負担	3割負担
要支援1	672円	1,344円	2,016円
要支援2	834円	1,668円	2,502円

【夜勤職員配置加算】	1割負担	2割負担	3割負担
基準を上回る夜勤職員を配置している場合	24円/日	48円/日	72円/日

【個別リハビリテーション実施加算】	1割負担	2割負担	3割負担
計画に基づいて理学療法士及び作業療法士等が個別リハビリテーションを行なった場合	240円/日	480円/日	720円/日

【送迎加算】	1割負担	2割負担	3割負担
計画に基づき入所及び退所の際、ご自宅までの送迎を行なった場合（片道につき）	184円/日	368円/日	552円/日

【サービス提供体制強化加算（Ⅰ）】	1割負担	2割負担	3割負担
介護職員総数のうち介護福祉士が80%以上または勤続10年以上介護福祉士35%以上配置している	22円/日	44円/日	66円/日

【サービス提供体制強化加算（Ⅱ）】	1割負担	2割負担	3割負担
介護職員総数のうち介護福祉士が60%以上配置している（※上段（Ⅰ）の算定出来ない場合）	18円/日	36円/日	54円/日

【口腔連携強化加算】	1割負担	2割負担	3割負担
口腔の健康状態の評価を実施し、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し情報提供した場合（月1回限り）	50円/回	100円/回	150円/回

【在宅復帰支援機能加算（Ⅱ）】 （基本単価が在宅強化型算定の場合）	1割負担	2割負担	3割負担
退所後の在宅生活について本人・家族等の相談支援を行うとともに、居宅介護支援事業者や主治医との連携を図るなど、在宅復帰支援を積極的にいき、かつ、一定割合以上の在宅復帰を実現している場合	51円/日	102円/日	153円/日

【介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）】
所定単位数の合計に、75/1000を掛けた分が利用料に加算されます。



# 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護） 重要事項説明同意書

介護老人保健施設 りんごの里 福寿園 をご利用における重要事項説明書を交付し、これらの内容に関して説明を致しました。

説明年月日： 令和 年 月 日

説明者職員 職種： \_\_\_\_\_ 氏名： \_\_\_\_\_

社会福祉法人 横手福寿会  
介護老人保健施設 りんごの里 福寿園  
理事長 田中 実

介護老人保健施設の短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）サービスを利用するにあたり、介護老人保健施設 りんごの里 福寿園 利用約款に基づき、重要事項に関するこれらの利用者負担に関して、担当者による説明を受け、説明書を受け取りました。その内容を十分に理解し、介護老人保健施設の短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）サービスを利用した場合に、これらの対価として施設の定める料金を支払うことに同意します。

同意年月日：令和 年 月 日

<利用者>

住 所

氏 名

印

<利用者の家族・身元引受人>

住 所

氏 名

印

(利用者との続柄 )